

令和2年第3回本巢市議会定例会議事日程（第5号）

令和2年9月29日（火曜日）午前9時 開議

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 議案第43号 本巢市税条例の一部を改正する条例について
- 日程第3 議案第44号 本巢市手数料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第45号 本巢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第46号 本巢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第47号 本巢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第48号 令和2年度本巢市一般会計補正予算（第5号）について
- 日程第8 議案第49号 令和2年度本巢市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第9 認定第1号 令和元年度本巢市一般会計歳入歳出決算について
- 日程第10 認定第2号 令和元年度本巢市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について
- 日程第11 認定第3号 令和元年度本巢市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について
- 日程第12 認定第4号 令和元年度本巢市企業用地造成事業特別会計歳入歳出決算について
- 日程第13 認定第5号 令和元年度本巢市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について
- 日程第14 認定第6号 令和元年度本巢市公共下水道特別会計歳入歳出決算について
- 日程第15 認定第7号 令和元年度本巢市水道事業会計決算について
- 日程第16 報告第17号 専決処分等の報告について（公用車の事故に係る損害賠償）
- 日程第17 議案第50号 物品売買契約の締結について（GIGAスクール構想学習者用コンピュータ）
- 日程第18 議案第51号 土地の取得について（温井地区企業用地造成事業用地）
- 日程第19 発議第1号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書について
- 日程第20 発議第2号 新型コロナウイルス感染症に係る新たな支援制度の創設を求める意見書について
- 日程第21 常任委員会委員の選任について
- 日程第22 議会運営委員会委員の選任について

本日の会議に付した事件

- 第1 諸般の報告
- 第2 議案第43号 本巢市税条例の一部を改正する条例について
- 第3 議案第44号 本巢市手数料徴収条例の一部を改正する条例について

- 第4 議案第45号 本巣市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第5 議案第46号 本巣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第6 議案第47号 本巣市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第7 議案第48号 令和2年度本巣市一般会計補正予算（第5号）について
- 第8 議案第49号 令和2年度本巣市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 第9 認定第1号 令和元年度本巣市一般会計歳入歳出決算について
- 第10 認定第2号 令和元年度本巣市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について
- 第11 認定第3号 令和元年度本巣市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について
- 第12 認定第4号 令和元年度本巣市企業用地造成事業特別会計歳入歳出決算について
- 第13 認定第5号 令和元年度本巣市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について
- 第14 認定第6号 令和元年度本巣市公共下水道特別会計歳入歳出決算について
- 第15 認定第7号 令和元年度本巣市水道事業会計決算について
- 第16 報告第17号 専決処分の報告について（公用車の事故に係る損害賠償）
- 第17 議案第50号 物品売買契約の締結について（GIGAスクール構想学習者用コンピュータ）
- 第18 議案第51号 土地の取得について（温井地区企業用地造成事業用地）
- 第19 発議第1号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書について
- 第20 発議第2号 新型コロナウイルス感染症に係る新たな支援制度の創設を求める意見書について
- 追加日程第1 議会議長辞職の許可について
- 追加日程第2 議会議長の選挙
- 追加日程第3 議会副議長辞職の許可について
- 追加日程第4 議会副議長の選挙
- 第21 常任委員会委員の選任について
- 第22 議会運営委員会委員の選任について
- 追加日程第5 議会だより編集特別委員会委員辞任の許可について
- 追加日程第6 議会だより編集特別委員会委員の選任について
- 追加日程第7 議案第52号 本巣市監査委員の選任について
- 追加日程第8 もとす広域連合議会議員の選挙

出席議員（16名）

1番 高橋 勇 樹

2番 今 枝 和 子

3番 高田浩視
5番 河村志信
7番 堀部好秀
9番 黒田芳弘
11番 道下和茂
13番 若原敏郎
15番 上谷政明

4番 寺町茂
6番 澤村均
8番 鏝本規之
10番 臼井悦子
12番 村瀬明義
14番 瀬川治男
16番 大西徳三郎

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市長	藤原勉	副市長	大野一彦
教育長	川治秀輝	総務部長	畑中和徳
企画部長	洞口博行	市民環境部長	久富和浩
健康福祉部長	高橋誠	産業建設部長	原誠
林政部長	饗場昌彦	上下水道部長	翠直樹
教育委員会 事務局長	青山英治	会計管理者	谷口博文

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会事務局長	成瀬敏和	議会書記	大久保守康
議会書記	山本憲	議会書記	松井俊英

開議の宣告

○議長（鰐本規之君）

ただいまの出席議員数は16名であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりです。

なお、本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめ延長します。

日程第1 諸般の報告

○議長（鰐本規之君）

日程第1、諸般の報告を行います。

各常任委員会からの報告をお願いいたします。

初めに、予算決算委員会の報告を委員長に求めます。

予算決算委員会委員長 道下和茂君。

○予算決算委員会委員長（道下和茂君）

それでは、予算決算委員会の諸般の報告をいたします。

9月2日の本会議において、当委員会に付託されました議案は、議案第48号及び議案第49号の補正予算と、認定第1号から認定第7号までの決算認定の計9件であります。

付託同日、本会議散会后、本庁舎3階全員協議会室において当委員会を開催し、執行部から付託案件の補足説明を受けた後、分科会を設置して、各分科会に審査項目を割り振りして審査することにいたしました。

その後、分科会は、9月15日に総務企画分科会、16日に文教福祉分科会、17日に産業建設分科会を開催して審査を行い、3つの分科会終了後の24日午前9時から本庁舎3階全員協議会室において、藤原市長、大野副市長、川治教育長、各部局長のほか関係職員の出席を求め、各分科会長から審査報告を受けた後、委員全員で付託議案の審査を行いました。

以上、予算決算委員会の報告といたします。

○議長（鰐本規之君）

続いて、総務企画委員会の報告を委員長に求めます。

総務企画委員会委員長 村瀬明義君。

○総務企画委員会委員長（村瀬明義君）

では、報告をいたします。

9月15日午前9時から、本庁舎3階全員協議会室において総務企画委員会を開催しました。

会議には委員6人が出席し、議案説明のため藤原市長、大野副市長、各所管部長ほか関係職員に出席を求め、付託案件1件の審査を行いました。

総務部関係の付託案件である議案第43号 本巣市税条例の一部を改正する条例についての審査を

行いました。

以上、総務企画委員会の報告といたします。

○議長（鰐本規之君）

続きまして、文教福祉委員会の報告を委員長に求めます。

文教福祉委員会委員長 若原敏郎君。

○文教福祉委員会委員長（若原敏郎君）

報告します。

9月16日午前9時から、真正分庁舎3階第1委員会室において文教福祉委員会を開催いたしました。

委員会には委員6名が出席し、議案説明のため藤原市長、大野副市長、川治教育長、各所管部局長のほか関係職員の出席を求め、付託案件4件の審査を行いました。

初めに、市民環境部関係の付託案件である議案第44号 本巢市手数料徴収条例の一部を改正する条例についての審査を行いました。

次に、教育委員会関係の付託案件である議案第45号 本巢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、議案第46号 本巢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、議案第47号 本巢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての審査を行いました。

以上で文教福祉委員会の報告といたします。

○議長（鰐本規之君）

以上で諸般の報告を終わります。

暫時休憩といたします。

午前9時41分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（鰐本規之君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に議員各位から御意見がありまして、執行部に対し要請書が提出されましたので、議長としてこの場で読ませていただきます。

今定例会において、議案第42号 本巢市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例の審議前において、建設位置を特定されて測量業務の入札が施行されたことについては、議案を審議する議会にとって、その整合性が保たれておらず、これは議会を冒瀆する行為である。よって、議会として執行部に対し猛省を強く求める。本巢市議会。以上であります。

文書は後で持っていきますので、よろしくお願いをいたします。

日程第2 議案第43号（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（鐔本規之君）

日程第2、議案第43号を議題といたします。

議案第43号については、総務企画委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

総務企画委員会委員長 村瀬明義君。

○総務企画委員会委員長（村瀬明義君）

それでは、報告をいたします。

議案第43号 本巣市税条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果について主なものを報告します。

議案第43号について、執行部からの補足説明はなく、質疑を行いました。

委員からは、改正概要の新型コロナウイルス感染症等の「等」には伝染病が含まれているのかとの問いに対して、執行部から、伝染病は含まず新型コロナウイルス感染症のみであるが、感染防止などを含めて「等」と表現しているとの回答がありました。

条例第25条の概要中、当該指定行事の入場料、参加料、そのほかの対価とあるが、そのほかの例題は何かとの問いに対して、執行部から、明確な例はないが、入場料、参加料と同様に扱われるものとして判断するものと考えているとの回答がありました。

今回の改正で変わる内容は具体的に何かとの問いに対して、執行部から、新たに設けられたものであり、家屋の資産税の半額免除のほか、軽自動車税の半年間の延長や住宅ローン控除の1年間の延長など、コロナに関係したものについて措置が図られると回答がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上、総務企画委員会の報告といたします。

○議長（鐔本規之君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

総務企画委員長は、自席へお戻りください。御苦労さまでした。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第43号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第43号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第3 議案第44号から日程第6 議案第47号まで（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（鐔本規之君）

日程第3、議案第44号から日程第6、議案第47号までを一括議題といたします。

議案第44号から議案第47号までについては、文教福祉委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

文教福祉委員会委員長 若原敏郎君。

○文教福祉委員会委員長（若原敏郎君）

議案第44号 本巣市手数料徴収条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果について報告します。

執行部からの補足説明はなく、質疑を行いました。

委員からの質疑はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。以上、御報告いたします。

続いて、議案第45号 本巣市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果について報告します。

執行部からの補足説明はなく、質疑を行いました。

委員からの質疑はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。以上、御報告といたします。

議案第46号 本巣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果について報告します。

執行部からの補足説明はなく、質疑を行いました。

委員からの質疑はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。以上、御報告といたします。

議案第47号 本巣市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果について報告します。

執行部からの補足説明はなく、質疑を行いました。

委員からは、一つ、国の改正に伴った放課後児童支援員の資格に関する内容の改正であるが、研修会等の受講基準日はいつかの問いに対して、執行部から、保育士の資格を持った者で、本年度、令和3年3月31日までに受講していれば資格を満たされるとの回答がありました。

一つ、放課後児童教室は、学校敷地内に設置されているが、雑草等の施設管理の担当課はどこかの問いに対して、執行部から、幼児教育課が担当であるとの回答がありました。

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上、御報告といたします。以上です。

○議長（鰐本規之君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

文教福祉委員長は、自席へお戻りください。御苦労さまでした。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第44号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第44号については原案のとおり可決することに決定しました。

議案第45号を議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第45号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第45号については原案のとおり可決することに決定しました。

議案第46号を議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第46号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第46号については原案のとおり可決することに決定しました。

議案第47号を議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第47号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第47号については原案のとおり可決することに決定しました。

日程第7 議案第48号及び日程第8 議案第49号（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（鐔本規之君）

日程第7、議案第48号及び日程第8、議案第49号についてを一括議題といたします。

議案第48号及び議案第49号については、予算決算委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

予算決算委員会委員長 道下和茂君。

○予算決算委員会委員長（道下和茂君）

それでは、予算決算委員会に付託されました案件につきまして報告いたします。

議案第48号 令和2年度本巢市一般会計補正予算（第5号）について、審査の経過と結果について報告いたします。

本案につきましては、各分科会で審査の後、24日開催の当委員会において、質疑と委員間の意見交換を行いました。その内容について御報告いたします。

まず、議案に対する質疑内容です。

文教福祉分科会関係では、小・中学校における二十歳での旅行、家族での旅行など、修学旅行計画について、新型コロナウイルス感染症予防対策における各学校の水道蛇口の改修工事の着手状況についての質疑がありました。

続いて、総務企画分科会関係では、コロナ禍における在宅勤務に係る人件費の取扱いについて、温井地区企業用地に係る現地測量業務の入札状況について質疑がありました。

続いて、産業建設分科会関係では、新型コロナウイルス感染症対策のうち、経済対策としてプレミアム付商品券事業に4億円ほど計上したが、この金額とした根拠はどの質疑がありました。

次に、委員間における意見交換について報告します。

委員から、議案第48号の補正予算（第5号）の関連項目として専決処分がされ、本議案には直接的には関係はありませんが、現在第2弾として購入対象者枠を広げて実施しているプレミアム付商品券事業については、今後も新型コロナウイルス感染症が再び蔓延する可能性があるため、このような場合は最大限に活用されるように要望したい旨の意見がありました。

以上が議案第48号についての質疑及び意見交換の内容でございます。

議案第48号については、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第49号 令和2年度本巣市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、審査の経過と結果について御報告いたします。

本案につきましては、分科会で審査の後、24日開催の当委員会において、質疑と委員間の意見交換を行いました。報告すべき質疑、意見はありませんでした。

採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告といたします。

○議長（鐔本規之君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

予算決算委員長は、自席へお戻りください。御苦労さまでした。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第48号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第48号については原案のとおり可決することに決定しました。

議案第49号を議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第49号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第49号については原案のとおり可決することに決定しました。

日程第9 認定第1号から日程第15 認定第7号まで（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（鐔本規之君）

日程第9、認定第1号から日程第15、認定第7号までを一括議題といたします。

認定第1号から認定第7号までについては、予算決算委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

予算決算委員会委員長 道下和茂君。

○予算決算委員会委員長（道下和茂君）

認定第1号から認定第7号までについての審査の経過と結果について報告いたします。

付託されました議案は、各分科会において審査をした後、24日開催の当委員会において、質疑と委員間の意見交換を行いました。その内容について御報告をいたします。

最初に、認定第1号 令和元年度本巣市一般会計歳入歳出決算についてでございます。

まず、議案に対する質疑の内容です。

委員から、文教福祉分科会関係では、インフルエンザ予防接種の効果と新型コロナウイルス感染症対策との関係性について、青少年海外派遣事業における参加者数と不用額について、プレミアム付商品券事業の電子マネー化について、体育協会の会員数の減少による運営について、新型コロナウイルス感染症に係るPCR検査について、数学のまちづくり、ウォーキングのまちづくり事業について、以上が文教福祉分科会関係でございます。

次に、総務企画分科会関係では、不動産の売払い収入の内容と設定単価について、市庁舎整備事業における事業内容と不用額について、ふるさと納税に係るトイレトペーパーの取扱いと今後の本巣市の魅力発信について、雑入中の市有物件災害保険金の内容について、職場環境優良企業認定支援事業の詳細について、ふるさと納税の返戻率について、不用額調書作成上の取決め内容について、行政財産のうち賃貸借契約をしている物件数について、以上が総務企画分科会関係でございます。

次に、産業建設分科会関係では、下水道の加入率の向上を図る方策について、住宅リフォームの改修補助金の有効活用について、富有柿の里のトイレ改修工事について、ジビエ6次産業化推進事

業における猟師の現状について、市の公共施設の賃貸借契約物件の数と今後の契約内容の見直しの方向性について、プレミアム付商品券の発行に係る電子マネー化の考えについて、多面的機能事業や間伐材搬出促進事業など各種事業における不用額について、プレミアム付商品券の発行に係る経費率について、文殊の森と森林セラピーロードとの関係について、農業委員会の報酬と農用地の管理について、橋梁点検修繕事業における令和元年度の検査概要についての質疑がありました。

次に、委員間における意見交換についてでございますが、報告すべき意見はありませんでした。

以上が認定第1号についての質疑及び意見交換の内容でございます。

認定第1号については、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続いて、認定第2号 令和元年度本巣市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、報告をいたします。

まず、議案に対する質疑内容です。

委員から、国保関係において利用者数が、本巣診療所が増加し根尾診療所が減少しているが診療所の運営状況は、各診療所における患者の診療単価の状況についての質疑がありました。

次に、委員間における意見交換でございますが、報告すべき意見はありませんでした。

認定第2号については、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

続いて、認定第3号 令和元年度本巣市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、御報告いたします。

本案については、議案に対する質疑及び委員間の意見交換はございませんでした。

認定第3号については、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

続いて、認定第4号 令和元年度本巣市企業用地造成事業特別会計歳入歳出決算について、御報告いたします。

本案については、議案に対する質疑及び委員間の意見はございませんでした。

認定第4号については、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続いて、認定第5号 令和元年度本巣市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について、御報告いたします。

本案については、議案に対する質疑及び委員間の意見はございませんでした。

認定第5号については、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

続いて、認定第6号 令和元年度本巣市公共下水道特別会計歳入歳出決算について、御報告いたします。

本案については、議案に対する質疑及び委員間の意見はございませんでした。

認定第6号については、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

続いて、認定第7号 令和元年度本巣市水道事業会計決算についてでございます。

まず、議案に対する質疑内容です。

委員からは、本渠水道事業会計における企業債の取扱いについて、水道事業会計における事務のシステム化の方向性と近隣市町の取組状況はとの質疑がありました。

次に、委員間における意見交換について報告します。

水道料金の改定について、委員会の答申により3年かけて段階的に水道料金を引き上げるという報告を受けている。市内の水道事業については、地域により状況が様々で、一般会計から繰出金があるということは不公平感があるということをしかりと認識した上で検討していただきたいとの意見がありました。

認定第7号については、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で予算決算委員会の報告といたします。

○議長（鰐本規之君）

委員長報告が終わりましたので、監査委員の上谷政明君の退席を求めます。

暫時休憩といたします。

午前11時51分 休憩

午前11時51分 再開

○議長（鰐本規之君）

再開いたします。

ただいまの出席議員数は15名であり、定足数に達しております。

休憩前に引き続き会議を開きます。

認定第1号を議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

予算決算委員長は、自席へお戻りください。御苦労さまでした。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第1号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、認定第1号については原案のとおり可決することに決定しました。

認定第2号を議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第2号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、認定第2号については原案のとおり可決することに決定しました。

認定第3号を議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第3号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、認定第3号については原案のとおり可決することに決定しました。

認定第4号を議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第4号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、認定第4号については原案のとおり可決することに決定しました。
認定第5号を議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。
質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これより認定第5号を採決します。
本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、認定第5号については原案のとおり可決することに決定しました。
認定第6号を議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。
質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これより認定第6号を採決します。
本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、認定第6号については原案のとおり可決することに決定しました。
認定第7号を議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。
質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第7号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、認定第7号については原案のとおり可決することに決定しました。

ここで、監査委員が入場されますので、暫時休憩といたします。

午前11時57分 休憩

午前11時58分 再開

○議長（鐔本規之君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員数は16名であり、定足数に達しております。

暫時休憩といたします。

午前11時58分 休憩

午後1時09分 再開

○議長（鐔本規之君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第16 報告第17号（上程・説明）

○議長（鐔本規之君）

日程第16、報告第17号を議題といたします。

藤原市長に提案理由と説明を求めます。

藤原市長。

○市長（藤原 勉君）

それでは、本日追加提案させていただきました報告第17号の専決処分について御説明を申し上げたいと思います。

令和2年7月10日に本巣市小柿地内において発生いたしました公用車の事故につきまして、地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償金を決定し、和解する専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により、これを報告させていただくものでございます。

詳細につきましては、後ほど総務部長から御説明を申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（鐔本規之君）

補足説明を畑中総務部長に求めます。

畑中総務部長。

○総務部長（畑中和徳君）

それでは、報告第17号の補足説明をさせていただきます。

恐れ入りますが追加議案の2ページ、専決処分書のほうをお開きいただきたいと思います。

最初に、事故の概要を御説明させていただきます。

本年7月10日、午後1時40分頃、環境監視員が巡回のため公用車を運転し、本巣市小柿地内の未舗装の市道真正3017号線、真正浄化センターの北付近でございますが、ここをわだちを避けるように走行していたところ、雨により路肩が弱くなっていたことから横滑りをいたしまして、相手方の田地に左前輪が脱輪し、田の稲に損害を与えたものでございます。

次に、相手方でございますが、土地所有者は本巣市小柿233番地1の安藤吉弘氏でございます、耕作者につきましては、本巣市十四条554番地2のアグリード株式会社代表取締役 安藤重治氏でございます。

次に、和解の内容でございますが、損害賠償金といたしまして1万円をお支払いいたしまして、相互にその他何ら債権・債務がないことを確認するものでございます。

なお、この損害賠償金につきましては、全国自治協会自動車損害共済により対応するものでございます。

過失割合でございますが、市が10割でございます。

以上、報告第17号の補足説明とさせていただきます。

日程第17 議案第50号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（鰐本規之君）

日程第17、議案第50号を議題といたします。

藤原市長に提案理由と説明を求めます。

藤原市長。

○市長（藤原 勉君）

続きまして、本日追加提案させていただきました議案第50号 物品売買契約の締結について提案説明を申し上げたいと思います。

G I G Aスクール構想学習者用コンピューターの購入について、売買契約を締結するに当たり、本巣市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、後ほど総務部長から御説明申し上げますので、よろしく御審議いただきまして、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（鰐本規之君）

議案第50号の補足説明を畑中総務部長に求めます。

畑中総務部長。

○総務部長（畑中和徳君）

それでは、議案第50号 物品売買契約の締結について（G I G Aスクール構想学習者用コンピュータ）の補足説明をさせていただきます。

恐れ入りますが追加議案の3ページをお開きいただきたいと思います。

G I G Aスクール構想学習者用コンピュータの購入につきましては、本年9月7日に入札を執行し、9月9日に中日AVシステム、代表取締役社長 神谷正史氏と仮契約を締結したところでございます。

なお、仮契約の内容につきましては、追加議案の概要の1ページから5ページの写しのとおりでございます。

初めに物品名でございますが、G I G Aスクール構想学習者用コンピュータでございます。主な機器でございますが、タブレットパソコン、学習者用でございますが、2,926台、初期設定及び講習会費を含むものでございます。

次に、納入場所でございますが、本巣小学校ほか11校、市内の全小・中学校でございます。

次に、契約方法でございますが、事後審査型制限付一般競争入札による入札でございます。

追加議案の概要の6ページには入札執行一覧がございますが、3社からの応札により執行したものでございます。

次に、履行期限、納期限でございますが、令和3年3月31日としております。

なお、国の通達によりまして、小学校第6学年及び中学校第3学年の児童・生徒及び経済的な理由等でICT環境が整備できない家庭相当分に加えまして、小規模校、根尾小学校、外山小学校、根尾中学校、本巣中学校の全児童分の1,060台につきましては、本年の12月31日、その他の1,866台につきましては、令和3年3月31日までに納入するものでございます。

次に、契約金額ですが、消費税及び地方消費税を含めまして2億5,190万円でございます。

以上、議案第50号の補足説明とさせていただきます。

○議長（鰐本規之君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

9番 黒田芳弘君。

○9番（黒田芳弘君）

今、この議案につきましては説明がありましたように、タブレットを2,926台購入して児童の学習に充てるということですが、私ども普通に、タブレットではないですけども、例えばこういったスマホとかを購入する場合、前から家族で共同購入した場合には安くなったりといったことがあるわけですが、今回2,926台という大変数の多い購入というふうになるわけですが、たくさん購入するので、そういった多いことによる値引きといいますか、そういったことや、あと維持費もかかると思うんですが、そういった点についてはどのような形になるのか、お聞

きしたいと思いますが。

○議長（鐔本規之君）

ただいまの質問についての答弁を担当部長に求めます。

畑中総務部長。

○総務部長（畑中和徳君）

通常ですと、私たちが購入する場合には値引きというようなことがある場合もございますが、これにつきましてはそれを踏まえて、見積り等を徴収いたしまして予定価格を決定しておるものでございまして、今回につきましても特にそういった値引きというものがないということで、見積価格によりまして予定価格といたしまして、それについて入札をしたということで、落札率につきましては98.83%という率になっております。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（鐔本規之君）

9番 黒田芳弘君。

○9番（黒田芳弘君）

私単純に思いますに、これだけ多くの台数を一度に購入するわけでございますので、普通であればそういったことを普通に思うわけでございますが、今言われた説明によりまして、台数がたくさんになることによる値引きとかそういったことも全て含めて入札をやって、今回このような落札金額になったというふうに理解をすればよろしいですか。

○議長（鐔本規之君）

ただいまの質問についての答弁を担当部長に求めます。

畑中総務部長。

○総務部長（畑中和徳君）

そのような理解で結構かと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○9番（黒田芳弘君）

結構です。

○議長（鐔本規之君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

7番 堀部好秀君。

○7番（堀部好秀君）

まず先ほどの履行期限、3月31日ということで、小規模校は12月31日、そのほかの1,800台については3月31日ということでしたけど、3月31日までに入れても今年度、児童・生徒たちは使うことができないんですけど、その辺のことをどう考えておみえになっているのかお聞きしたいのと、それから議案の概要のほうの契約書の第14条、物件の供給後の保証、これについて1年以内に限り、月、横線の回の無料点検及び応急小修理をすることについて保証するものとする、これについての

保証の関係をちょっと説明をお願いしたいと思います。

あと、前に黒田議員から運搬についてのケースの話があったと思うんです。これについてどう対処されるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を担当部長に求めます。

畑中総務部長。

○総務部長（畑中和徳君）

納期でございますが、これはあくまで最終の納期ということでございまして、3月31日に納入すればいいというものではございませんので、これにつきましては所管部局のほうと協議をいたしまして、早期に納められる場合には早期に納めていただくようお願いをしていきたいというふうに考えております。

それから、点検の話でございますが、これは以前もちょっと約款上に記入漏れがあったということで陳謝したところもございますが、ここについては必要に応じてということで御理解をいただきたいと思っております。

ケースにつきましては教育委員会をお願いしたいと思います。

○議長（鰐本規之君）

青山教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（青山英治君）

機種の関係でございますので、私のほうからお答えさせていただきます。

今回のタブレットにつきましては、キーボードもついているタイプということで、取り外してタブレットとして使用ができるものでございます。ですから、通常の保管時には、キーボードにタブレットの画面を、蓋をして保管ができるというものでございますので、画面についての安全性はそこで確保できるということで理解をしておりますので、今後、様子を見ながらカバーについても検討していきたいというふうに思っております。

[挙手する者あり]

○議長（鰐本規之君）

7番 堀部議員。

○7番（堀部好秀君）

せっかく2億5,000万もかけてGIGAスクールの構想の下にタブレットを導入されるんですから、なるべく一日も早く児童・生徒さんが使えるようにしてほしいと思っております。

結構です。

○議長（鰐本規之君）

答弁は結構ですか。

○7番（堀部好秀君）

はい。

○議長（鐔本規之君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

ほかになければ、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第50号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第50号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第50号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第50号については原案のとおり可決することに決定しました。

日程第18 議案第51号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（鐔本規之君）

日程第18、議案第51号を議題といたします。

藤原市長に提案理由と説明を求めます。

藤原市長。

○市長（藤原 勉君）

それでは、追加提案させていただきました議案第51号につきまして提案説明を申し上げたいと思います。

温井地区企業用地造成事業用地について、土地売買契約を締結するに当たり本県市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、後ほど産業建設部長から御説明申し上げますので、よろしく御審議いただきまして、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（鐔本規之君）

議案第51号の補足説明を原産業建設部長に求めます。

原産業建設部長。

○産業建設部長（原 誠君）

それでは、議案第51号の土地の取得について補足説明をさせていただきます。

お手数でございますが、議案書4ページを御覧ください。

今回取得する土地につきましては、本市が温井地区に進出希望のある企業の要望を聞き、企業用地を造成するオーダーメイド型企業用地造成事業用地として取得する土地でございます。

土地の所在につきましては、本巢市温井字新田205番1ほか10筆でございます。面積につきましては、総面積は2万7,766.77平方メートルでございます。取得価格につきましては、総額3億1,462万2,037円で、内訳としまして土地購入費が3億543万4,470円、物件移転等補償費が918万7,567円でございます。契約の相手方は、本巢市温井290番地4、加納昇氏ほか12名でございます。

5ページを御覧ください。

所在地別の面積及び土地所有者につきましては、別紙に掲載してございますので、よろしく願いをいたします。

この企業用地造成事業用地につきましては、8月26日までに土地所有者全員と売買の仮契約を結んでおり、本契約を締結するに当たり議会の議決をお願いするものでございます。

また、次に概要について御説明をいたします。

お手数でございますが、議案の概要7ページを御覧ください。

事業箇所のまず位置図となります。

次の8ページにつきましては、取得予定箇所の詳細の位置図となります。

また、9ページにつきましては、土地の公図の写しであり、今年度取得する土地につきましては、凡例で令和2年度取得予定地としている範囲となります。また、所在地別の面積及び土地所有者の詳細となります。

補足説明は以上でございます。

○議長（鰐本規之君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

黒田議員。

○9番（黒田芳弘君）

今、説明がありましたように、本市においては屋井の工業団地が完成した後、今度は個々に企業に対するオーダーメイド型の企業用地を造成してやっていくといった方針がなされ、今もお話がありましたように今回もこのオーダーメイド型の企業用地の造成に関わる事業だということでありましたが、今回、この造成に当たって企業側のオーダーの条件というものは、主な内容というものはどういうものであったのか、またそれはしっかりと果たされて今回できるのかということについてお聞きをしたいと思います。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を担当部長に求めます。

原産業建設部長。

○産業建設部長（原 誠君）

今回のこの温井地区の企業進出につきましては、以前に本市が工場適地調査というものをさせていただきまして、その段階で土地の開発、分譲に係る予定価格という形で、大体実質幾らぐらいで造成費がかかりまして、平米幾らぐらいで販売ができるというような、その調査結果の下に企業誘致を図ってまいりました。その中で企業様につきましては、そういったある程度の概算価格ということで御了解をいただき、さらに当然そういった交渉事でございますので、それを土地の単価、または造成についても、企業につきましては少しでもそういった買収価格が安くなるというようなことでの希望をお聞きしながら、当然こういったオーダーメイドでございますので、一つ一つそういった条件をクリアしながら、企業がそういったことを市と常に協議を重ねて、それで一つずつ了解を取りながら進めてきたということで、今回もこういった形で土地の価格、または物件移転補償等につきましても企業の了解を得ておりますので、それで上程をさせていただいたということでございますので、よろしく願いいたします。

〔挙手する者あり〕

○議長（鰐本規之君）

黒田議員。

○9番（黒田芳弘君）

昨日、議会運営委員会がございまして、今回の追加議案について話題に上がったこともあったんですが、この追加議案の概要を見せていただきますと、角っこの土地が買収されていないのかどうなのかが、普通に考えるに企業用地というものは、隅から隅まで真四角な土地というのが普通であるというふうに考えるわけではありますが、この辺のことについて、もう少し説明をいただきたいと思うんですが。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を担当部長に求めます。

原産業建設部長。

○産業建設部長（原 誠君）

今の御質問で、そういった企業用地を造成する場合は整形の四角いのが本来あるべき姿じゃないかということだと思いますが、当然四角にすれば整形もそういった形になりますし、造成等もそういった経費も安くなるかと思いますが、今回の形につきましては、当初から企業とそういったいろんなことを相談させていただいて、最終的に企業としてここの土地という形の希望がございましたので、その中で一体的になる取得ができる土地というようなことで、先ほど言いましたように、要するに造成する事業費の上限ということがございますので、その中で企業のほうがこういった形でオーダーをいただいたということで進めてまいりましたということでございますので、それ以上のことにつきましては私のほうではお答えができませんので、よろしく願いいたします。

○議長（鰐本規之君）

よろしいですか。

○9番（黒田芳弘君）

俺はいいよ。

○議長（鰐本規之君）

ほかにありませんか。

〔挙手する者なし〕

なければ、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第51号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第51号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第51号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第51号については原案のとおり可決することに決定しました。

日程第19 発議第1号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（鰐本規之君）

日程第19、発議第1号を議題といたします。

発議第1号については、提出者に説明を求めます。

3番 高田浩視君。

○3番（高田浩視君）

意見書を発案します。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書。

新型コロナウイルス感染症が世界的に蔓延し、我が国は、戦後最大の経済的危機に直面している。地域経済にも大きな影響が及び、本年度はもとより来年度においても、地方税・地方交付税など一般財源の激減が避け難くなっている。

地方自治体では、医療介護、子育て、地域の防災・減災、雇用の確保など喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、地方財政は巨額の財政不足を生じ、これまでにない厳しい状況に陥ることが予想される。

よって、国においては、令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実

現されるよう、強く要望する。

1. 地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税などの一般財源総額を確保すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。

2. 地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能の両機能が適切に発揮できるよう総額を確保すること。

3. 令和2年度の地方税収が大幅に減収となることが予想されることから、思い切った減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税を含め弾力的に対応すること。

4. 税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税・地方税の政策税制については、積極的な整理合理化を図り、新設・拡充・継続に当たっては、有効性・緊急性を厳格に判断すること。

5. とりわけ、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。さきの緊急経済対策として講じた特例措置は、臨時・異例の措置として、やむを得ないものであったが、本来国庫補助金などにより対応すべきものである。よって、今回限りの措置とし、期限の到来をもって確実に終了すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上です。

○議長（鰐本規之君）

これより提出者に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

提出者は自席へお戻りください。

お諮りします。ただいま議題となっております発議第1号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、発議第1号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより発議第1号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、発議第1号については原案のとおり可決することに決定しました。

日程第20 発議第2号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（鰐本規之君）

日程第20、発議第2号を議題といたします。

発議第2号については、提出者に説明を求めます。

13番 若原敏郎君。

○13番（若原敏郎君）

発議第2号 新型コロナウイルス感染症に係る新たな支援制度の創設を求める意見書について、別紙のとおり発案する。令和2年9月29日提出。提出者、本巣市議会議員、私、若原敏郎。賛成者、本巣市議会議員 上谷政明議員、道下和茂議員、澤村均議員、寺町茂議員。本巣市議会議員長 鰐本規之様。

新型コロナウイルス感染症に係る新たな支援制度の創設を求める意見書（案）でございます。

新型コロナウイルス感染症の拡大により、医療機関は、その対応に奔走し、介護施設、介護事業所（以下「介護施設等」という。）は、感染におびえながら介護を提供している。こうした中、多くの医療機関では、患者が感染を恐れ、外来の受診を控えたことにより、患者数が減少するとともに、介護施設等でも、感染を恐れた利用者及び新規利用者の減少が起きている。また、感染症患者受入れ医療機関では、感染者のための専用病床の確保、医師及び看護師等の特別勤務体制を整えたことから、入院患者の受入れが減少するとともに、手術、検査、健康診断の先延ばし等が起きている。

これらのことにより、医療機関及び介護施設等の収入が大幅に減少し、厳しい経営を強いられている。

よって、国におかれては、新型コロナウイルス感染症の影響から医療機関及び介護施設等を守り、安全、安心な医療、介護を維持するため、下記事項について至急対応されるよう強く求める。

記1. 医療機関及び介護施設等の事業の継続に資する新たな支援制度を創設すること。

2. 医療機関及び介護施設等で働く人々の雇用の安定が確保できるよう手だてをとること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年9月29日、岐阜県本巣市議会議員長。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、経済再生担当大臣。

以上であります。よろしく御賛同のほどお願いいたします。

○議長（鰐本規之君）

これより提出者に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

提出者は自席へお戻りください。御苦労さまでした。

お諮りします。ただいま議題となっております発議第2号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、発議第2号については委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより発議第2号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、発議第2号については原案のとおり可決することに決定しました。

議長として一言申し上げたいと思います。

今定例会において、議案第42号 本巢市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例についての審議において、賛成意見、反対等の意見が多数出されました。その中において、1期生議員が多くの賛成討論に参加をさせていただきました。私が議員になって、1年生議員が賛成討論に参加をさせていただく、また反対討論に賛成していただくというのは初めての経験でありました。感動をいたしました。その中において、私が議長になったときの思いをこれで1つ達成できたかなあという思いをしております。

その中において、私ももうこれで一段落したいとの思いがありますので、議長職を辞職したいという思いをしておりますので、ちよいと書類を書いてきますので、暫時休憩といたします。

午後1時46分 休憩

午後1時48分 再開

○議長（鰐本規之君）

再開をいたします。

ただいまの出席議員数は16名であり、定足数に達しております。

休憩前に引き続き会議を開きます。

このたび私は一身上の都合により議長の職を辞したいので、ただいまの休憩中に辞職願を副議長に提出してまいりました。これより私の一身上の事件に関しますので、地方自治法第17条の規定により、除斥のため退場することとします。

副議長と交代をいたします。

暫時休憩といたします。

午後 1 時 49 分 休憩

午後 2 時 00 分 再開

○副議長（瀬川治男君）

再開します。

ただいま鏝本議長から議長の辞職願がありました。よって、退場されましたので、地方自治法第 106 条第 1 項の規定により、私が議長の職務を行います。

お諮りします。ここで、議会議長辞職の許可について日程を追加し、追加日程第 1 とし、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議会議長辞職の許可についての日程を追加し、追加日程第 1 として直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程第 1 議会議長辞職の許可について

○副議長（瀬川治男君）

追加日程第 1、議会議長辞職の許可についてを議題といたします。

まず書記に辞職願を朗読させます。

○議会事務局書記（大久保守康君）

辞職願。今般、一身上の都合により、議長を辞職したいから、許可されるようお願い出ます。令和 2 年 9 月 29 日、本巣市議会副議長様。本巣市議会議長 鏝本規之。以上でございます。

○副議長（瀬川治男君）

お諮りします。鏝本規之君の議長辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、鏝本規之君の議会議長辞職の許可については許可することに決定しました。

議会議長辞職の許可についてが終了いたしましたので、鏝本規之君の入場を許可します。

〔議長入場〕

鏝本規之君に申し上げます。

鏝本規之君の議長辞職を許可することに決定いたしました。

鏝本規之君は登壇し、御挨拶をお願いいたします。

○ 8 番（鏝本規之君）

どうもありがとうございました。

私のようなわがままな議長は多分いなかったらと思うております。結構手抜きもさせていただけました。にもかかわらず、3 年間、議員各位もよく我慢をしていただけたなということで感謝

をする次第であります。

また、執行部の部長さん各位におかれましても、本当によく協力をしていただきましてありがとうございます。

3年間の議長生活の中で、私は私なりに、朝のときも言ったように、もう満足を乗り越したぐらい自分の中で議長としての内外においてでもやれたなあというふうに思っております。また、議会の中においても、今回、先ほども述べたように1年生議員の方たちがびっくりするような反対、賛成討論、内容を見ても評価ができるような討論でありました。感服をいたしました。私も議員生活を長いことやっておりますけれども、自分が1年生のときにあの討論に加わることができたかと問われるとクエスチョンマークであります。

また、2期目のときにおいては、いろいろな発言等々もしましたけれども、その中においていろいろな御指導をいただいたことによって今の私があると思っております。

議長として外のことに关しては、県議会議員各位においても、また先輩議員、また後輩議員に対してでも何となくえばったような物の言い方をしたことによって、鏝本という人間がどういう人間かということも理解をしていただけたかと思っております。

1つ心に思うことは、私が議長のときにこの本巢市が市長会として当番に当たりました。議長として挨拶をせよというときに、私がまだ1年生の議員のときに同期である黒田議員から誘われて勉強会というところに、その勉強会もただの勉強会ではなくて、若者というところが、私は若者を間違えてばか者というふうに呼んで参加をさせていただいたことがあるんですが、その勉強仲間であった議員が各務原の市長となって、そして市長会のあのときは市長さんが会長ということで挨拶をされる前に、私のところに寄って、議長、後でユニークな御挨拶をお願いしますと言われて、頂いた原稿が読めなくなってどうしたらいいかなあというような思いもしております。

また、その後で市長会の方たちと市長さん各位、21市の市長さんたちとの懇親会の中においても呼ばれまして、本来なら私が一人一人の市長さんに御挨拶とお酌等々回らないけなかったのに、どういうわけか知りませんが私はその席から動くことができなくて、21市の市長さんたちが私のところにお酒をつぎに来てくれまして、何となくいい気持ちであったし、またそのときの酒の味は忘れられないという思いをしております。

そういうようなことで、議長として自分なりに満足な議長としてやれたのではないかなあというふうに自分なりに自負しております。

そういうようなことで、今回、新たにまた私の後で議長をやられる人がどなたになるか分かりませんが、これからの議長として私の後、非常にやりにくいかと思っておりますけれども、その点は御容赦をいただきまして、私の挨拶とさせていただきます。

本当に3年間、いろいろと御迷惑をおかけしましたけれども、ありがとうございます。（拍手）

○副議長（瀬川治男君）

ただいま議長が欠けました。

お諮りします。ここで議会議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2とし、直ちに議長の選挙を

行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議会議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2とし、直ちに選挙を行うことに決定しました。

追加日程第2 議会議長の選挙

○副議長（瀬川治男君）

追加日程第2、議会議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

ここで立会人を指名します。

会議規則第30条第2項の規定により、立会人に議席番号1番 高橋勇樹君と2番 今枝和子君を指名します。

投票用紙を配付します。

念のため申し上げます。投票は単記無記名とします。

投票用紙に被選挙人の氏名のみを記載してください。

〔投票用紙配付〕

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検を行います。

〔投票箱点検〕

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

投票用紙に被選挙人の氏名を記入の上、事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、1番議員から順番に投票願います。

〔投 票〕

投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

ただいまより開票を行います。

立会人は、開票の立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

選挙の結果を報告します。

投票総数16票、うち有効投票16票。

有効投票中、黒田芳弘君9票、臼井悦子君7票。

以上のとおりです。この選挙の法定得票数は4票です。したがって、黒田芳弘君が議長に当選されました。（拍手）

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

ただいま議長に当選された黒田芳弘君が議長におられますので、会議規則第31条第2項の規定により当選の告知をします。

黒田芳弘君は登壇し、御挨拶をお願いします。

○新議長（黒田芳弘君）

ただいまは議長に御推挙いただきまして、誠にありがとうございました。

実は私、6年前にも議長を務めさせていただいたことがございますが、その務め上げたときの安堵感、開放感といったものを今もよく覚えております。そんな議長という重責を3年間頑張ってきた前議長、鏝本議員には本当に長い間御苦労さまでした。

さて、私ども議員に残された任期もいよいよ1年を残すのみとなりました。念願の高速道路のインターチェンジの開通も間近に迫っております。そして、これも合併以来の課題でありました新庁舎の建設もスタートしたばかりであります。加えて、私たちがまだ経験したことのない新型コロナウイルスというこういった大きな問題にも真正面から向き合っていかなければなりません。私たちに残された1年というものは、こういった大きな課題に対応し、推進していかなければならない大切な時間となります。

私が思う議会とは、建設的な議論を交わしながらも最後は正しい答えを導いていく、こう願うものであります。

議会の重責を担うことになり、何分にも若輩者でございます。円滑な議会運営に皆様方の御支援と御協力を賜りますよう心からお願いを申し上げまして挨拶とさせていただきます。どうかよろしくお願いをいたします。（拍手）

○副議長（瀬川治男君）

これで私の職務は全て終了いたしました。御協力ありがとうございました。

新議長 黒田芳弘君、議長席へお願いいたします。

〔新議長 議長席に着席〕

○議長（黒田芳弘君）

ここで暫時休憩いたします。

午後2時22分 休憩

午後2時24分 再開

○議長（黒田芳弘君）

再開いたします。

ただいまの出席議員数は16人であり、定足数に達しております。

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの休憩中に瀬川治男君から副議長の辞職願が提出されました。

暫時休憩をいたします。

午後2時25分 休憩

午後2時26分 再開

○議長（黒田芳弘君）

再開いたします。

お諮りします。ここで、議会副議長辞職の許可についてを日程に追加し、追加日程第3として直ちに議題としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議会副議長辞職の許可についてを日程に追加し、追加日程第3として直ちに議題とすることに決定をいたしました。

追加日程第3 議会副議長辞職の許可について

○議長（黒田芳弘君）

追加日程第3、議会副議長辞職の許可についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により瀬川治男君の退場を求めます。

〔副議長退場〕

議会書記に辞職願を朗読させます。

○議会事務局書記（大久保守康君）

辞職願。今般、一身上の都合により、副議長を辞職したいから、許可されるようお願い出ます。令和2年9月29日、本巢市議会議長様。本巢市議会副議長 瀬川治男。以上でございます。

○議長（黒田芳弘君）

お諮りします。瀬川治男君の副議長辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、瀬川治男君の議会副議長辞職の許可については許可することに決定をいたしました。

議会副議長辞職の許可についてが終了いたしましたので、瀬川治男君の入場を許可いたします。

〔副議長入場〕

瀬川治男君に申し上げます。

瀬川治男君の副議長を辞職することは、許可することに決定いたしました。

瀬川治男君は登壇をし、御挨拶をお願いします。

○14番（瀬川治男君）

今、辞職の許可をいただきましてありがとうございます。

21市の中で有名な鏝本議長と3年間過ごさせていただいて、本巢の名前が大変広く渡ったと。今回もう少し頑張ったらという話をしましたんですけど、あんまりやっておると俺も何やでというような話で、そんなことで辞められましたけれども、功罪はいろいろあると思いますけれども、鏝本議長が21市の中で活躍されたことは、私もそばにおって大変心強く今までついてまいりました。

今後は、新議長、新副議長においてこの議会をリードしていただきまして、議会がますます前へ発展できますように御祈念申し上げて御挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

（拍手）

○議長（黒田芳弘君）

ただいま副議長が欠けました。

お諮りします。ここで議会副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第4として直ちに議会副議長の選挙を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議会副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第4として直ちに選挙を行うことに決定をいたしました。

追加日程第4 議会副議長の選挙

○議長（黒田芳弘君）

追加日程第4、議会副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

ただいまの出席議員数は16人であり、定足数に達しております。

立会人を指名いたします。

会議規則第30条第2項の規定により、立会人に議席番号3番 高田浩視君と4番 寺町茂君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。投票は単記無記名とします。

投票用紙に被選挙人の氏名のみを記載してください。

〔投票用紙配付〕

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

配付漏れはなしと認めます。

投票箱の点検をします。

[投票箱点検]

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

投票用紙に被選挙人の氏名を記入の上、事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、1番議員から順番に投票をお願いします。

[投 票]

投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

投票漏れはなしと認めます。

投票を終了いたします。

ただいまから開票を行います。

立会人は、開票の立会いをお願いします。

[開 票]

選挙の結果を報告します。

投票総数16票、うち有効投票16票。

有効投票中、村瀬明義君9票、堀部好秀君4票、若原敏郎君2票、臼井悦子君1票。

以上のとおりであります。この選挙の法定得票数は4票です。したがって、村瀬明義君が副議長に当選をされました。

議場の出入口を開きます。

[議場開鎖]

会議規則第31条第2項の規定により副議長に当選された村瀬明義君が議場におられますので、当選の告知をします。

村瀬明義君は登壇し、御挨拶をお願いします。

○新副議長（村瀬明義君）

ただいま皆さんの御支援をいただきまして副議長という大役を務めることになりました。皆さんの御意見をお聞きしながら、執行部とも連携を取りながら議長の補佐をしていきたいと思っておりますので、議員各位の御協力、御支援をよろしくお願いいたします。

簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。（拍手）

○議長（黒田芳弘君）

暫時休憩いたします。

午後2時42分 休憩

午後3時53分 再開

○議長（黒田芳弘君）

議会を再開いたします。

ただいまの出席議員数は16人であり、定足数に達しております。

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第21 常任委員会委員の選任について

○議長（黒田芳弘君）

日程第21、常任委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りします。常任委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、私より指名いたします。

予算決算委員会に、高橋勇樹君、今枝和子君、高田浩視君、寺町茂君、河村志信君、澤村均君、堀部好秀君、鏝本規之君、臼井悦子君、道下和茂君、村瀬明義君、若原敏郎君、瀬川治男君、上谷政明君、大西徳三郎君、以上の15名を、総務企画委員会に、高橋勇樹君、今枝和子君、澤村均君、私、黒田芳弘、道下和茂君、瀬川治男君、以上の6名を、文教福祉委員会に、高田浩視君、寺町茂君、私、黒田芳弘、臼井悦子君、若原敏郎君、上谷政明君、以上6名を、産業建設委員会に、河村志信君、堀部好秀君、鏝本規之君、私、黒田芳弘、村瀬明義君、大西徳三郎君、以上6名の指名をしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、常任委員会委員には、ただいま指名したとおり選任することに決定をいたしました。

これより常任委員会の委員長及び副委員長の互選を行っていただきたいと思います。

予算決算委員会は、全員協議会室にて開催いたします。

まず予算決算委員会の互選終了後、総務企画委員会は全員協議会室、文教福祉委員会は第1委員会室、産業建設委員会は第2委員会室にて開催をいたします。なお、委員会条例第10条第2項の規定により、委員長が互選されるまでの間は、年長の委員が委員長の職務を行うこととなっておりますので、よろしく願いをいたします。

それでは、ここで暫時休憩いたします。

午後3時56分 休憩

午後4時07分 再開

○議長（黒田芳弘君）

再開をいたします。

ただいまの出席議員数は16人であり、定足数に達しております。

休憩前に引き続き会議を開きます。

各常任委員会の委員長及び副委員長が決定いたしましたので、御報告をいたします。

予算決算委員会委員長 鏝本規之君、副委員長 高田浩視君、総務企画委員会委員長 瀬川治男

君、副委員長 高橋勇樹君、文教福祉委員会委員長 若原敏郎君、副委員長 寺町茂君、産業建設委員会委員長 大西徳三郎君、副委員長 河村志信君。以上のとおりであります。

日程第22 議会運営委員会委員の選任について

○議長（黒田芳弘君）

日程第22、議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りします。議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、私より指名いたします。

鏑本規之君、村瀬明義君、若原敏郎君、瀬川治男君、上谷政明君、大西徳三郎君、以上の6名を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって議会運営委員会委員は、ただいま指名したとおりで選任することに決定をいたしました。

これより議会運営委員会の委員長及び副委員長の互選を行っていただきたいと思えます。

議会運営委員会委員は第1委員会室に御参集ください。なお、委員会条例第10条第2項の規定により、委員長が互選されるまでの間は、年長の委員が委員長の職務を行うこととなっておりますので、よろしく願いをいたします。

それでは、暫時休憩をいたします。

午後4時09分 休憩

午後4時12分 再開

○議長（黒田芳弘君）

再開いたします。

ただいまの出席議員数は16人であり、定足数に達しております。

休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員会の委員長及び副委員長が決定しましたので、御報告をいたします。

議会運営委員会委員長 上谷政明君、副委員長 村瀬明義君、以上のとおりです。

お諮りいたします。先ほどの休憩中に議会だより編集特別委員会委員 臼井悦子君、堀部好秀君、瀬川治男君、澤村均君、高田浩視君、以上5名から一身上の都合により辞任願が提出されました。

ここで、議会だより編集特別委員会委員辞任の許可についてを日程に追加し、追加日程第5とし、直ちに議題にしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議会だより編集特別委員会委員辞任の許可についてを日程に追加し、追加日程第5として議題とすることに決定をいたしました。

追加日程第5 議会だより編集特別委員会委員辞任の許可について

○議長（黒田芳弘君）

追加日程第5、議会だより編集特別委員会委員辞任の許可についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、臼井悦子君、堀部好秀君、瀬川治男君、澤村均君、高田浩視君の退場を求めます。

〔10番 臼井悦子君、7番 堀部好秀君、14番 瀬川治男君、6番 澤村均君、3番 高田浩視君退場〕

お諮りいたします。議会だより編集特別委員会委員、臼井悦子君、堀部好秀君、瀬川治男君、澤村均君、高田浩視君、以上5名の辞任を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議会だより編集特別委員会委員、臼井悦子君、堀部好秀君、瀬川治男君、澤村均君、高田浩視君、以上5名の辞任の許可については、許可することに決定をいたしました。

議会だより編集特別委員会委員辞任の許可についてが終了いたしましたので、臼井悦子君、堀部好秀君、瀬川治男君、澤村均君、高田浩視君の入場を許可いたします。

〔10番 臼井悦子君、7番 堀部好秀君、14番 瀬川治男君、6番 澤村均君、3番 高田浩視君入場〕

臼井悦子君、堀部好秀君、瀬川治男君、澤村均君、高田浩視君に申し上げます。

臼井悦子君、堀部好秀君、瀬川治男君、澤村均君、高田浩視君の議会だより編集特別委員会委員辞任を許可することに決定をいたしました。

ただいま議会だより編集特別委員会委員が欠けました。

お諮りします。議会だより編集特別委員会委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第6として直ちに議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議会だより編集特別委員会委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第6とし、議題とすることに決定をいたしました。

追加日程第6 議会だより編集特別委員会委員の選任について

○議長（黒田芳弘君）

追加日程第6、議会だより編集特別委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りします。議会だより編集特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、私より指名いたします。

高橋勇樹君、高田浩視君、河村志信君、臼井悦子君、村瀬明義君、以上5名を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議会だより編集特別委員会委員は、ただいま指名したとおり選任することに決定をいたしました。

これより議会だより編集特別委員会の委員長及び副委員長の互選を行っていただきたいと思いません。

議会だより編集特別委員会委員は第1委員会室に御参集ください。なお、委員会条例第10条第2項の規定により、委員長が互選されるまでの間は、年長の委員が委員長の職務を行うこととなっておりますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、暫時休憩といたします。

午後4時19分 休憩

午後4時23分 再開

○議長（黒田芳弘君）

再開をいたします。

ただいまの出席議員数は16人であり、定足数に達しております。

休憩前に引き続き会議を開きます。

議会だより編集特別委員会の委員長及び副委員長が決定しましたので、御報告をいたします。

議会だより編集特別委員会委員長 臼井悦子君、副委員長 高橋勇樹君、以上のとおりであります。

暫時休憩といたします。

午後4時23分 休憩

午後4時26分 再開

○議長（黒田芳弘君）

再開をいたします。

ただいまの出席議員数は16人であり、定足数に達しております。

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。本日、監査委員 上谷政明君より市長に辞職願が提出され、承認されたことにより、議会選出の監査委員が欠けました。よってお手元に配付のとおり議案第52号 本巣市監査委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第7として直ちに議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第52号 本巣市監査委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第7として直ちに議題とすることに決定をいたしました。

追加日程第7 議案第52号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（黒田芳弘君）

追加日程第7、議案第52号 本巣市監査委員の選任についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、10番 臼井悦子君の退場を求めます。

〔10番 臼井悦子君 退場〕

市長に提案理由と説明を求めます。

藤原市長。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

議案第52号 本巣市監査委員の選任についてでございます。

本市の監査委員につきましては、議員から上谷政明氏が選任されておりますが、上谷政明氏から本日付で辞職願が提出され、承認をいたしました。

つきましては、新たに議員から臼井悦子氏を選任するため、地方自治法第196条第1項の規定に基づきまして議会の同意を求めますのでございます。よろしく御審議いただきまして、御同意賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（黒田芳弘君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第52号については、委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第52号は委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第52号を採決します。

本巣市監査委員に臼井悦子君を選任することについて、同意をすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第52号 本巣市監査委員の選任について、本巣市監査委員に臼井悦子君を選任することについて同意をすることに決定をいたしました。

臼井悦子君の入場を許可いたします。

[10番 白井悦子君 入場]

白井悦子君に申し上げます。

白井悦子君が本巢市監査委員に選任をされました。

お諮りします。本日、村瀬明義君がもとす広域連合議会議員を辞職されました。よって、もとす広域連合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第8として、直ちに議題としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、もとす広域連合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第8として、直ちに選挙を行うことに決定をいたしました。

追加日程第8 もとす広域連合議会議員の選挙

○議長（黒田芳弘君）

追加日程第8、もとす広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。

お諮りします。指名推選の方法については、議長が指名することにしたと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、指名推選の方法については、議長が指名することに決定をいたしました。

それでは、もとす広域連合議会議員に、白井悦子君を指名します。

ただいまもとす広域連合議会議員に当選された白井悦子君が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定により当選の告知をします。

閉会の宣告

○議長（黒田芳弘君）

以上で本会議に提出された案件は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和2年第3回本巢市議会定例会を閉会いたします。30日間の長きにわたります、大変お疲れさまでした。

午後4時32分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 鏑 本 規 之

新 議 長 黒 田 芳 弘

副 議 長 瀬 川 治 男

仮 議 長 村 瀬 明 義

署 名 議 員 高 田 浩 視

署 名 議 員 寺 町 茂